

検 定 時 報

平 成 31 年 3 月

目 次



検定・受託評価等関連の改正等…………… 1

I S O 国際会議報告（平成30年）…………… 47

（別冊）

- ・ 型式承認状況（平成30年）…………… 1
- ・ 型式変更承認状況（平成30年）…………… 8
- ・ 品質評価型式評価適合状況（平成30年）…………… 9
- ・ 品質評価型式変更評価適合状況（平成30年）…………… 17
- ・ 認定評価型式評価適合状況（平成30年）…………… 17
- ・ 認定評価型式変更評価適合状況（平成30年）…………… 19
- ・ 特定機器評価型式評価適合状況（平成30年）…………… 19

検定・受託評価等関連の改正等	1
・ 予備電源の品質評価細則の一部を改正する規程（平成 30 年 1 月）	3
・ 中継器の検定細則の一部を改正する規程（平成 30 年 3 月）	7
・ 受信機の検定細則の一部を改正する規程（平成 30 年 3 月）	11
・ 非常警報設備の非常ベル及び自動式サイレンの 認定評価細則の一部を改正する規程（平成 30 年 6 月）	15
・ エアゾール式簡易消火具の品質評価細則の一部を 改正する規程（平成 30 年 9 月）	19
・ 消防ポンプ自動車の安全基準の一部を改正する規程（平成 30 年 10 月）	23
・ はしご自動車の安全基準の一部を改正する規程（平成 30 年 10 月）	27
・ 化学消防自動車等の安全基準の一部を改正する規程（平成 30 年 10 月）	31
・ 屈折はしご自動車等の安全基準の一部を改正する規程（平成 30 年 10 月）	35
・ 非常警報設備の放送設備に関する認定評価細則の 一部を改正する規程（平成 30 年 11 月）	39
I S O 国際会議報告（平成 3 0 年）	47
9 月 ISO/TC21 国際会議報告（アメリカ）	49
9 月 ISO/TC21/SC3 国際会議等報告（アメリカ）	53
9 月 ISO/TC21/SC5 国際会議報告（アメリカ）	58
9 月 ISO/TC21/SC6/ WG2、ISO/TC21/SC6/ WG4 及び ISO/TC21/SC6 国際会議報告（アメリカ）	67

（協会からのお願い）

（別冊）

・ 型式承認状況（平成 30 年）	1
・ 型式変更承認状況（平成 30 年）	8
・ 品質評価型式評価適合状況（平成 30 年）	9
・ 品質評価型式変更評価適合状況（平成 30 年）	17
・ 認定評価型式評価適合状況（平成 30 年）	17
・ 認定評価型式変更評価適合状況（平成 30 年）	19
・ 特定機器評価型式評価適合状況（平成 30 年）	19

（協会からのお願い）

検定・受託評価等関連の改正等

予備電源の品質評価細則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年1月15日

日 本 消 防 検 定 協 会
理 事 長 大 江 秀 敏

予備電源の品質評価細則（平成25年3月11日）の一部を次のように改正する。

第1章（第3(1)表－1及び第3(2)表－2を除く。）中「C」を「IA」に改める。

第1章第3(1)表－1を次のように改める。

種 別		許容放電電流	
		中継器用	受信機用
密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池		2.0 IA	3.0 IA
密閉形ニッケル・水素蓄電池		2.0 IA	3.0 IA
小形制御弁式鉛蓄電池		1.0 IA	1.5 IA
据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池	AM 形	0.32 IA	0.57 IA
	AMH形	0.55 IA	0.88 IA
	AH 形	0.88 IA	1.54 IA
	AHH形	1.50 IA	2.28 IA
据置鉛蓄電池	CS 形	0.47 IA	0.6 IA
	HS 形	0.99 IA	1.01 IA

第1章第3(2)表－2中「1C」を「1IA」に改める。

別記様式2中「C」を「IA」に改める。

附 則（平成30年1月15日）

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

中継器の検定細則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成３０年３月１９日

日 本 消 防 検 定 協 会
理 事 長 大 江 秀 敏

中継器の検定細則（昭和６０年１０月１日）の一部を次のように改正する。

第１章第６，８(３)の表を次のように改める。

種 別		中継器用	
		K ₁	K ₂
密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池		２．１	０．５
密閉形ニッケル・水素蓄電池		２．１	０．５
小形制御弁式鉛蓄電池		２．７	０．８５
据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池	ＡＭ 形	３．７７	２．５０
	ＡＭＨ形	２．９６	１．４５
	ＡＨ 形	２．５４	０．９１
	ＡＨＨ形	１．９１	０．５３
据置鉛蓄電池	ＣＳ 形	３．８	１．７
	ＨＳ 形	２．５	０．９

附 則（平成３０年３月１９日）

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

受信機の検定細則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月19日

日 本 消 防 検 定 協 会
理 事 長 大 江 秀 敏

受信機の検定細則（昭和60年10月1日）の一部を次のように改正する。

第1章第2，12(3)の表を次のように改める。

種 別		受信機用	
		K ₁	K ₂
密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池		1. 8	1 / 3
密閉形ニッケル・水素蓄電池		1. 8	1 / 3
小形制御弁式鉛蓄電池		2. 3	0. 6 5
据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池	AM 形	2. 5 0	1. 4 1
	AMH形	1. 8 5	0. 9 1
	AH 形	1. 7 3	0. 5 2
	AHH形	1. 3 1	0. 3 5
据置鉛蓄電池	CS 形	3. 0	1. 3 6
	HS 形	2. 2	0. 7 9

附 則（平成30年3月19日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

非常警報設備の非常ベル及び自動式サイレンの認定評価細則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年6月18日

日本消防検定協会
理事長 大江 秀敏

非常警報設備の非常ベル及び自動式サイレンの認定評価細則の一部を改正する規程

非常警報設備の非常ベル及び自動式サイレンの認定評価細則（平成25年3月11日）の一部を次のように改正する。

第1章第2、2中（3）を削り、（4）を（3）とし、（5）を（4）とし、（6）を（5）とする。

第1章第2、4中「構造及び性能」を「材料」に改め、同4（2）中「材質」を「材料」に、「グローブ」を「灯火部分」に改め、同4（1）を削り、（2）を（1）とし、（3）を（2）とし、（4）を（3）とする。

第1章第2、5（7）注）を、次のように改める。

注） K_1 の値は

密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池の場合	1. 8
密閉形ニッケル・水素蓄電池の場合	1. 8
小形制御弁式鉛蓄電池の場合	2. 3

K_2 の値は

密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池の場合	1 / 3
密閉形ニッケル・水素蓄電池の場合	1 / 3
小形制御弁式鉛蓄電池の場合	0. 6 5

第2章第4中「第16条」を「第18条」に改め、同1（6）中「構造」の下に「（表示灯を除く。）」を加える。

第2章第5中「第17条」を「第16条」に改める。

第3章第2、1に次の（3）を加え、同1中「（1）及び（2）の」を削る。

（3） 合格証票類取扱特例規程の適用を受けている。

別記様式1（第2章第1、2関係）その2、その4及びその5の表中「グローブ」を「灯火部分」に改める。

別記様式 1（第 2 章第 1、2 関係）その 5 の表中

「

継電器			定格電圧 使用電圧	定格電流 使用電流	コイル抵抗	電 力	
			V V	m A m A	Ω	W	
			定格接点 容量	最大使用 接点容量	最低感動電流 又は電圧	不感動電流 又は電圧	開放電流 又は電圧
			V A	V A	m A V	m A V	m A V

」

を

「

継電器			定格電圧 使用電圧	定格電流 使用電流	コイル抵抗	電 力	接点材料
			V V	m A m A	Ω	W	
			定格接点 容量	最大使用 接点容量	最低感動電流 又は電圧	不感動電流 又は電圧	開放電流 又は電圧
			V A	V A	m A V	m A V	m A V

」

に改める。

別表 2、6（1）ウ中「グローブ」を「灯火部分」に改め、同表 6（2）ウを削る。

附 則（平成 30 年 6 月 18 日）

この規程は、平成 30 年 6 月 18 日から施行する。

エアゾール式簡易消火具の品質評価細則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年9月6日

日本消防検定協会
理事長 大江 秀敏

エアゾール式簡易消火具の品質評価細則の一部を改正する規程

エアゾール式簡易消火具の品質評価細則（平成26年3月17日）の一部を次のように改める。

別表5 欠点表中

	致命欠点	第1欠点	第2欠点	第3欠点
区分	人体に障害を及ぼすおそれのあるもの又は消防用機器等の基本的機能を果たさないもの	致命欠点に該当しない消防用機器等の機能に重大な支障を生ずるおそれのあるもの	致命欠点及び第1欠点に該当しないもので消防用機器等の機能に支障を生じることおそれのあるもの、消防用機器等の構造（機能に支障を生じることおそれのないものに限る。）が型式承認を受けたものと異なるもの又は使用に際し消防用機器等の機能に支障を生じることおそれのある表示に誤りのあるもの	致命欠点、第1欠点及び第2欠点に該当しない軽微な支障のあるもの
構造		1 性能、機能に影響のある部品の不足 2 容器の容量が1Lを超えるもの 3 容器の材質が鋼又は軽金属以外のもの 4 構造が承認図と異なるもの 5 消火剤を再充てんできる構造のもの 6 容器の材質が承認図と異なるもの 7 規格で規定されている表示の誤記、未記入のもの又は適応火災の絵表示の誤り	1 性能、機能に影響のある部品の不良 2 容器の外面に防食措置が講じられていないもの 3 バルブが突出したものでバルブの保護措置を講じていないもの 4 規格で規定されている表示又は適応火災の絵表示の不鮮明なもの 5 放射機構の材質が承認図と異なるもの 6 消火剤の容量が、容器の内容積の90%を超えるもの	1 表示の誤記、未記入又は不鮮明なもの（第1欠点、第2欠点を除く）
(略)				

を

	致命欠点	第1欠点	第2欠点	第3欠点
区分	人体に障害を及ぼすおそれのあるもの又は消防用機器等の基本的機能を果たさないもの	致命欠点に該当しない消防用機器等の機能に重大な支障を生ずるおそれのあるもの	致命欠点及び第1欠点に該当しないもので消防用機器等の機能に支障を生じることおそれのあるもの、消防用機器等の構造（機能に支障を生じることおそれのないものに限る。）が型式承認を受けたものと異なるもの又は使用に際し消防用機器等の機能に支障を生じることおそれのある表示に誤りのあるもの	致命欠点、第1欠点及び第2欠点に該当しない軽微な支障のあるもの
構造		1 性能、機能に影響のある部品の不足 2 容器の容量が1Lを超えるもの 3 容器の材質が鋼又は軽金属以外のもの 4 構造が承認図と異なるもの 5 消火剤を再充てんできる構造のもの 6 容器の材質が承認図と異なるもの 7 規格で規定されている表示の誤記、未記入のもの又は適応火災の絵表示の誤り	1 性能、機能に影響のある部品の不良 2 容器の外面に防食措置が講じられていないもの 3 バルブが突出したものでバルブの保護措置を講じていないもの 4 規格で規定されている表示又は適応火災の絵表示の不鮮明なもの 5 放射機構の材質が承認図と異なるもの 6 消火剤の容量が、容器の内容積の90%を超えるもの 7 技術上の規格に適合する旨の表示の誤記、未記入又は不鮮明なもの	1 表示の誤記、未記入又は不鮮明なもの（第1欠点、第2欠点を除く）
(略)				

に改める。

附 則

この規程は、平成30年9月6日から施行する。

消防ポンプ自動車の安全基準の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年10月 2 日
消防用車両の安全基準検討会事務局

消防ポンプ自動車の安全基準の一部を改正する規程

消防ポンプ自動車の安全基準（平成19年3月）の一部を次のように改める。

2. 1（2）に、次のただし書を加える。

ただし、緊急自動車として指定を得ないものにあつては、緊急自動車の要件を除く。

2. 3. 5（10）中「衝突時等に空気呼吸器等が飛び出した場合」を「急制動等により」に、「与えにくい」を「与えない」に改める。

2. 4. 2（6）中「送水圧力」の次に「又は送水流量」を加える。

2. 8. 2. 1（4）を削り、（5）を（4）とする。

6. 5中「（財）日本消防設備安全センター」を「（一財）日本消防設備安全センター」に改め、「「PL事故情報室」」の次に「及び当安全基準への適合の検証を依頼している第三者機関」を加える。

別添2（1）エ中「消防ホースの積載位置」を「資機材の積載状況」に改め、「ク」を削り、「ケ」を「ク」とする。

附 則

この規程は、平成30年11月 1 日から施行する。

はしご自動車の安全基準の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年10月2日
消防用車両の安全基準検討会事務局

はしご自動車の安全基準の一部を改正する規程

はしご自動車の安全基準（平成19年3月）の一部を次のように改める。

2. 1 (2) に、次のただし書を加える。
ただし、緊急自動車として指定を得ないものにあつては、緊急自動車の要件を除く。

2. 3. 25 (10) 中「衝突時等に空気呼吸器等が飛び出した場合」を「急制動等により」に、「与えにくい」を「与えない」に改める。

6. 5 中「(財)日本消防設備安全センター」を「(一財)日本消防設備安全センター」に改め、「PL事故情報室」の次に「及び当安全基準への適合の検証を依頼している第三者機関」を加える。

別添3 (2) エ中「消防ホースの積載位置」を「資機材の積載状況」に改める。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

化学消防自動車等の安全基準の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年10月2日
消防用車両の安全基準検討会事務局

化学消防自動車等の安全基準の一部を改正する規程

化学消防自動車等の安全基準（平成20年3月）の一部を次のように改める。

2. 1 (2) に、次のただし書を加える。
ただし、緊急自動車として指定を得ないものにあつては、緊急自動車の要件を除く。

2. 3. 5 (10) 中「衝突時等に空気呼吸器等が飛び出した場合」を「急制動等により」に、「与えにくい」を「与えない」に改める。

2. 4. 2 (6) 中「送水圧力」の次に「又は送水流量」を加える。

2. 8. 2. 1 (4) を削り、(5) を(4) とする。

6. 5 中「(財)日本消防設備安全センター」を「(一財)日本消防設備安全センター」に改め、「PL事故情報室」の次に「及び当安全基準への適合の検証を依頼している第三者機関」を加える。

別添2(1)エ中「消防ホースの積載位置」を「資機材の積載状況」に改め、「ク」を削り、「ケ」を「ク」とする。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

屈折はしご自動車等の安全基準の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年10月 2 日
消防用車両の安全基準検討会事務局

屈折はしご自動車等の安全基準の一部を改正する規程

屈折はしご自動車等の安全基準（平成20年3月）の一部を次のように改める。

2. 1（2）に、次のただし書を加える。
ただし、緊急自動車として指定を得ないものにあつては、緊急自動車の要件を除く。

2. 3. 19（10）「衝突時等に空気呼吸器等が飛び出した場合」を「急制動等により」に、「与えにくい」を「与えない」に改める。

2. 3. 20（6）中「送水圧力」の次に「又は送水流量」を加える。

6. 5中「（財）日本消防設備安全センター」を「（一財）日本消防設備安全センター」に改め、「PL事故情報室」の次に「及び当安全基準への適合の検証を依頼している第三者機関」を加える。

別添2（2）エ中「消防ホースの積載位置等」を「資機材の積載状況等」に改める。

附 則

この規程は、平成30年11月 1 日から施行する。

非常警報設備の放送設備に関する認定評価細則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年11月7日

日本消防検定協会

理事長 大江 秀敏

非常警報設備の放送設備に関する認定評価細則の一部を改正する規程

非常警報設備の放送設備に関する認定評価細則（平成25年3月11日）の一部を次のように改正する。

第1章第2、2（7）カ中

「

種 別		K ₁	K ₂
密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池		1.8	1/3
密閉型ニッケル・水素蓄電池		2.7	0.5
小形制御弁式鉛蓄電池		2.3	0.65
据置ニッケル・カドミウム アルカリ蓄電池	AM型	2.50	1.41
	AMH型	1.85	0.91
	AH型	1.73	0.52
	AHH型	1.31	0.35
据置鉛蓄電池	CS型	3.0	1.36
	HS型	2.2	0.79

」

を

「

種 別		K ₁	K ₂
密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池		1.8	1/3
密閉型ニッケル・水素蓄電池		1.8	1/3
小形制御弁式鉛蓄電池		2.3	0.65
据置ニッケル・カドミウム アルカリ蓄電池	AM型	2.50	1.41
	AMH型	1.85	0.91
	AH型	1.73	0.52
	AHH型	1.31	0.35
据置鉛蓄電池	CS型	3.0	1.36
	HS型	2.2	0.79

」

に改め、同章第2、2中（3）を削り、（4）を（3）とし、（5）から（7）までを1

つつ繰り上げる。

第1章第4中

「

2 メッセージ内容は、基準第4、3に定めるところによるほか、次による。

「放送設備に係る技術基準上の運用について」(平成6年消防予第22号通知。以下「22号通知」という。)6、(1)によること。基本メッセージは次の例によるものとし、必要に応じ外国語を付加してもよい。ただし、外国語を付加するときは、日本語と連続して組合せ、1つのメッセージとして取り扱う。

(基本メッセージの例)

ア 感知器発報放送〔女声〕

「ただいま□階の火災感知器が作動しました。係員が確認しておりますので、次の放送にご注意ください。」

イ 火災放送〔男声〕

「火事です。火事です。□階で火災が発生しました。落ち着いて避難してください。」

ウ 非火災報放送〔女声〕

「さきほどの火災感知器の作動は、確認の結果、異常がありませんでした。ご安心ください。」なお、自動火災報知設備等の階別信号受信の場合は、最初に受信した階別信号の階情報を含んだ内容とする。

」

を

「

2 メッセージ内容は、基準第4、3に定めるところによるほか、次による。

- (1) 「放送設備の設置に係る技術上の基準の運用について」(平成6年消防予第22号通知。以下「22号通知」という。)6、(1)及び(2)によること。
- (2) 必要に応じ日本語メッセージの後に最大で3ヶ国までの外国語を付加してもよい。ただし、最初の外国語は、原則として英語のメッセージとすること。また、日本語及び英語以外の外国語メッセージは、階情報を省略することができる。
- (3) 日本語のみのメッセージを選択できること。
- (4) 自動火災報知設備等の階別信号を受信した場合は、最初に受信した階別信号の階情報を含んだ内容とすること。

」

に改め、4を5とし、3を4とし、2の次に、次を加える。

3 基準第4、4、(1)に定める放送の1単位の扱いは、次による。

- (1) 感知器発報放送及び非火災報放送にあつては、60秒以内であること。
- (2) 火災放送にあつては、90秒以内であること。

第1章第6中「並びに」を「及び」に改め、同章第6、2(6)の次に、次を加える。

- (7) 22号通知6に規定する音声警報音のメッセージを変更するスイッチを設ける場合は、(2)アの措置を講ずること。

第2章第4見出し中「第16条」を「第18条」に改める。

第2章第5見出し中「更新」を「更新（規程第16条関係）」に改める。

第3章第2、1の次に、次を加える。

- (3) 合格証票類取扱特例規程の適用を受けている。

別記様式1（その3）を次のように改める。

標準仕様書							
種 別	増幅器及び操作部 増設用増幅器			品 番			
電 源 電 圧	主電源 V			非常電源 V			
電源の型名等 (定格消費電力)	V A又はW		V A又はW		V A又はW		
増幅器最大定格 出力電圧	W		W		W		
増幅器の種類 (定格出力電力)	W	W	W	W	W	W	
出 力 回 路	スピーカ 配線		線式		スピーカ 回路電圧		V
放送階制御数	～ 回線						
スピーカ回線数	～ 回線						
火災音信号	ベル、ブザー、電子音、その他 () 品番：						
音声警報音の メッセージ	使用言語						
	最大時間 (1単位)	感知器発報放送		秒			
		火 災 放 送		秒			
		非火災報放送		秒			
非常電源用 蓄 電 池	種類	製造 会社名	品番	容量	充電 方式	設置 状況	検査 機関
						内蔵・ 別置	
						内蔵・ 別置	
						内蔵・ 別置	
						内蔵・	

付 属 装 置	業務放送・その他（ ）
そ の 他	☐ 地震動予報等に係る放送機能付 ☐ 「緊急地震速報に対応した非常放送設備に関するガイドライン (JEITA TTR-4701)」準拠 ☐ 外国語対応

備考 1 その他欄には接続できる機種の種類、型名を記入すること。

2 選択肢の分れているものは該当するものを○でかこむこと。

3 別紙に型名を定める考え方（型名によりいずれのシリーズに属するかわかるもの）を添付すること。

4 別紙に使用言語の原文と日本語訳文を記載すること（階情報を除く）。

5 この用紙の大きさは、J I S A 4 とすること。

別記様式 3 の表中

継電器			定格電圧 使用電圧	定格電流 使用電流	コイル抵抗	電 力	
			V	mA			
			V	mA	Ω	W	
			定格接点 容量	最大使用 接点容量	最低感動電流 又は電圧	不感動電流 又は電圧	開放電流 又は電圧
			V	V	mA	mA	mA
			A	A	V	V	V

を

継電器			定格電圧 使用電圧	定格電流 使用電流	コイル抵抗	電 力	接点材料
			V	mA			
			V	mA	Ω	W	
			定格接点 容量	最大使用 接点容量	最低感動電流 又は電圧	不感動電流 又は電圧	開放電流 又は電圧
			V	V	mA	mA	mA
			A	A	V	V	V

に改める。

別記様式 4 の表中

試 験 項 目		結 果
1 作動試験	機能	良 ・ 不良
	火災音信号	d B
	増幅器の定格出力 (V)	V

を

試 験 項 目		結 果
1 作動試験	機能	良 ・ 不良
	火災音信号	d B
	増幅器のピーク電圧	
	第 1 シグナル	V
	第 2 シグナル	V

に改める。

別表 2 の表中

増幅器 及増幅 操作、 部遠隔 増設作 用器	遠隔操作方式の変 更	1 増幅ユニット の種類の追加・ 変更	メッセージ内容 (階情報を除く。) の変更	
		2 音声警報回路 の変更 (音声合 成 I Cを含む。)		

を

増幅器 及増幅	遠隔操作方式の変 更	1 増幅ユニット の種類の追加・ 変更	1 メッセージ内 容 (階情報を除 く。) の変更	
		2 音声警報回路 の変更 (音声合	2 基準第 4、4、 (1) に定める 1	

操 器 作、 部 遠 、 隔 増 操 設 作 用 器	成 I Cを含む。) 3 基準第 4、4、 (1) に定める 1 単位の時間の 変更 (長くなる 場合のみ。)	単位の時間の変更 (長くなる場合を 除く。)	
--	---	------------------------------	--

に改める。

別表 5 の表中

増 幅 器 及 び 操 作 部 、 増 設 用 増 幅 器 、 遠 隔 操 作 器	(一般機能関係) ① 階別の非常放 送が起動できな い。 ② 感知器放送か ら火災放送への 切り替えが正常 に動作しない。 ③ 第 1 タイマ又 は第 2 タイマが 設定範囲の最大 値 (5 分) の 2 0 0 % を超え る。 ④ 増幅器の出力 電圧が許容上限 値の 2 0 0 %、 許容下限値の 5 0 % を超える。	(一般機能関係) ① 非火災放送が 正常に動作しな い。 ② 第 1 タイマ又 は第 2 タイマが 設定範囲の最大 値 (5 分) の 1 2 0 % を超え最 大値の 2 0 0 % 以内である。 ③ 火災音信号の 音圧レベルが 5 0 d B 未満であ る。 ④ 増幅器の出力 電圧が許容上限 値の 1 2 0 % を 超え許容上限値 の 2 0 0 % 以下、 許容下限値の 8 0 % を超え許容 下限値の 5 0 % 以上である。	(一般機能関係) ① 短絡した場 合、他の回線に 影響する。 ② 短絡表示が正 常に動作しな い。 ③ 第 1 タイマ又 は第 2 タイマが 設定範囲の最大 値 (5 分) を超 え最大値の 1 2 0 % 以内であ る。 ④ 火災音信号の 音圧レベルが 5 0 d B 以上 6 5 d B 未満であ る。 ⑤ 増幅器の出力 電圧が許容上限 値を超え許容上 限値の 1 2 0 % 以下、許容下限 値を超え許容下 限値の 8 0 % 以 上である。	(一般機能関係) ① 第 1 タイマ又 は第 2 タイマが 設計の許容値を 超える。
---	---	---	---	--

			⑥ 緊急地震放送に係る機能が正常に動作しない。(主機能に影響をおよぼすおそれのあるものを除く。)	
--	--	--	--	--

を

「

(一般機能関係)	(一般機能関係)	(一般機能関係)	(一般機能関係)
① 階別の非常放送が起動できない。	① 非火災放送が正常に動作しない。	① 短絡した場合、他の回線に影響する。	① 第1タイマ又は第2タイマが設計の許容値を超える。
② 感知器放送から火災放送への切り替えが正常に動作しない。	② 第1タイマ又は第2タイマが設定範囲の最大値(5分)の120%を超え最大値の200%以内である。	② 短絡表示が正常に動作しない。	
③ 第1タイマ又は第2タイマが設定範囲の最大値(5分)の200%を超える。	③ 火災音信号の音圧レベルが50dB未満である。	③ 第1タイマ又は第2タイマが設定範囲の最大値(5分)を超え最大値の120%以内である。	
④ 増幅器の出力電圧が許容上限値の200%、許容下限値の50%を超える。	④ 音声警報音のメッセージが基準第4、4、(1)に定める1単位の最大時間を超える。	④ 火災音信号の音圧レベルが50dB以上65dB未満である。	
	⑤ 増幅器の出力電圧が許容上限値の120%を超え許容上限値の200%以下、許容下限値の80%を超え許容下限値の50%	⑤ 音声警報音のメッセージが標準仕様書に記載した最大時間を超える。	
		⑥ 増幅器の出力電圧が許容上限値を超え許容上限値の120%以下、許容下限	

		以上である。	値を超え許容下 限値の８０％以 上である。 ⑦ 緊急地震放送 に係る機能が正 常に動作しな い。（主機能に 影響をおよぼす おそれのあるも のを除く。）
--	--	--------	---

に改める。

附 則（平成３０年１１月７日）

この規程は、平成３０年１１月７日から施行する。

I S O 国際会議報告

ISO/TC21国際会議報告

消火・消防設備部 消火設備課

主幹検定員 佐々木 寛

1. はじめに

ISO/TC21（消防器具）国際会議が、2018年9月21日に、シカゴ（アメリカ）にある UL で開催された。

ISO/TC21には、6つの分科会が置かれており、今回 SC2（携帯用消火器）及び SC11（排煙設備）を除く4つの分科会も併せて開催された。筆者は、理事の蛭谷真明の代理として出席したので、その報告を行うものである。

日本からの出席者は、島村泰彰氏（総務省消防庁）、通訳の君和田貴子女史及び筆者であった。また、オブザーバーとして、阿部仁一氏（SC3国内委員長）、吉葉裕毅雄氏（SC5国内委員長）、小川耕司氏（SC6国内委員長）、野村治己氏（前 SC6国内委員長）、及び外野祐一氏（ISO/TC21国内事務局）も出席した。

2. 報告概要

すべての議事は、異議なく承認された。また、次回の ISO/TC21国際会議は、2019年の9月にサンクトペテルブルグ（ロシア）で開催される予定となった。

3. 場所

シカゴ（アメリカ） UL

4. ISO/TC21報告

(1) 日程

2018年9月21日（金） 9:30 ～ 13:00

(2) 出席者（敬称略）

（議長）

Keith Shinn（オーストラリア）

（国際事務局）

Yong H Park（韓国）

（委員及びオブザーバー）

Allan Sanedvin、Blake Shugarman、
Daw Finnegan、Kerry Bell、Mark
Hopkins、Peter Thomas、Rachel
Hawthorne（アメリカ）

Alan Elder、Robert Thilthorpe（イギリス）

Chris Orr、Eui Kang（オーストラリア）

Byoung Soo Ra、Gyungsik Lee、Jae
Dae Moon、Jae hyun Kim、Yong Nam
Lee（韓国）

Wang Shuai、Zhang Shaoyu、Zhuang

Shuang (中国)

Michael Kroneder (デンマーク)

島村 泰彰、君和田 貴子 (通訳)、
阿部 仁一、吉葉 裕毅雄、小川 耕
司、野村 治己、外野 祐一、佐々木
寛 (日本)

(3) 議事資料

- ① 議事次第 (案)
- ② ISO/TC21国際事務局報告
- ③ ISO/TC21シカゴ会議決議事項
(案)

(4) 議事概要

- ① 参加者の確認
参加者の確認を兼ねて、出席者
が各自で自己紹介を行った。
- ② 開会の辞
議長から開会の挨拶があった。
- ③ 決議事項編集委員の指名
議長が Peter Thomas 氏 及び
Mark Hopkins 氏を決議事項編集
委員に指名した。
- ④ 議事次第 (案) の承認
議事次第 (案) を検討し、承認
した。
- ⑤ 前回 ISO/TC21ベルリン会議の
決議事項の確認
2017年に開催した ISO/TC21ベ
ルリン会議の決議事項について確
認を行った。
- ⑥ ISO/TC21国際事務局報告

ISO/TC21事務局から過去 1 年
間についての活動報告が行われた。
審議の結果、異議なく承認した。

⑦ リエゾン報告

ISO/TC21と連携しているリエ
ゾンについて ISO/TC21国際事務
局から報告が行われた。

ア ISO/TC21へのリエゾン

- ・ IEC/SC31M (非電氣的防爆
製品及び防爆装置)
- ・ ISO/TC11 (ボイラ及び圧力
容器)
- ・ ISO/TC92 (火災安全)
- ・ ISO/TC92/SC4 (火災安全工
学)
- ・ ISO/TC94 (個人安全ー保護
衣及び保護具)
- ・ ISO/TC188 (スモールクラフ
ト)

イ ISO/TC21からのリエゾン

- ・ ISO/TC8/SC1 (救命及び防
火)
- ・ ISO/TC11 (ボイラ及び圧力
容器)
- ・ ISO/TC58 (ガス容器)
- ・ ISO/TC92 (火災安全)
- ・ ISO/TC145/SC3 (機器・装置
用図記号)

ウ 国際機関及び組織とのリエゾ ン

- ・ EUROFEU
- ・ ILO

・ UNECE

⑧ SC 及び WG 報告

各 SC（3、5、6 及び 8）の国際事務局から SC 及び WG の過去 1 年間の活動並びにシカゴ会議決議事項について報告があった。なお、SC2 及び SC11 については、シカゴ会議で SC 及び WG は開かれなかった。

⑨ ISO 専門業務用指針の変更点

議長から ISO 専門業務用指針が改正されたが、ISO GD（グローバル ディレクトリ）に電子文書がアップロードされているので、各自で入手し、その内容を理解するように説明があった。主な変更点は次のとおりであった。

- ・ NP 投票の結果を 4 週間以内に ISO 中央事務局へ報告する義務が生じる。
- ・ FDIS 投票の際、賛成にコメントが付けられる（次回改訂の参考にする）。

⑩ 新規作業項目

議長から、ISO/TC21 として新規作業項目がないことの確認が行われた。

⑪ 次回の会議予定

次回の ISO/TC21 会議について、来年（2019 年）の 9 月にロシアのサンクトペテルブルグで開催することが承認された。

⑫ その他

議長から、会議の名称が「シカゴ会議」、「ノースブルック会議」又は「イリノイ会議」と統一されていないが、会議の名称が開催場所を容易に理解できない場合は、近傍の大都市の名称を付けることが望ましいとの意見が示された。

以上のことから、「シカゴ会議」に統一することになった。

また、ISO/TC21 事務局から SC5 の議長候補の手続きをしたほうが良いとの話があり、SC5 から推薦のあった議長候補 Scott Franson 氏を TC21 として支持することが決まった。

他には議題がないことが確認された。

⑬ 決議事項の承認

ISO/TC21 国際事務局及び決議事項編集委員からシカゴ会議決議事項について次のとおり説明があった。

ア 決議 145（シカゴ 2018、以下省略）

ISO/TC21 は、会場の提供、日程の調整、食事、ディナーイベント並びに ISO/TC21 及び各 SC の会議を最大限サポートしてくれた UL の皆様に感謝の意を表する。特に会議開催に尽力してくれた Valara Davis 氏に感

謝する。

イ 決議146

ISO/TC21 は、N674 の ISO/TC21議事次第（案）を承認した。

ウ 決議147

ISO/TC21は、N658の2017年ベルリン会議の決議事項を確認した。

エ 決議148

ISO/TC21は、N677の2018年TC21事務局報告を承認した。

オ 決議149

ISO/TC21は、2019年9月2日～6日にロシアのサンクトペテルブルグでの会議について招待を受け入れた。ISO/TC21は、2020年の12月にドイツのケルン及び同年の9月に中国の上海での会議について同様に招待を受けたが、現段階では何の合意もなされなかった。

カ 決議150

各 SC は、各々の関連するリエゾン関係について議論し、現存するリエゾンを続けるべき

か、追加するリエゾンの提案があるかについて確認し、結果をTC21に報告する。

キ 決議151

ISO/TC21 は、SC2、SC3、SC5、SC6、SC8及びSC11の報告を承認する。

ク 決議152

ISO/TC21は、オンラインで利用できる ISO Directives の最近の変更点についての文書に注意を促し、委員会メンバーはレビューし、採用するべきである。

ケ 決議153

ISO/TC21は、SC5の決議事項2018-26に基づきSC5の新議長として Scott Franson 氏（アメリカ）の指名を承認する。ANSI の Rachel Hawthorne 氏は、当該指名が ANSI により支持されていることを確認した。

決議事項は異議なく承認され、閉会となった。

ISO/TC21/SC3国際会議等報告

警報設備部 報知設備課
課 長 明 石 勉

1 はじめに

ISO/TC21/SC3は、ISO/TC21（消防機器に関するに関する専門委員会）の下、火災感知及び警報システムの国際規格について議論する分科会である。

また、ISO/TC21/SC3/WG3は「煙式住宅用火災警報器」、ISO/TC21/SC3/WG13は「コンパティビリティアセスメント、機器の相互接続性の評価」、ISO/TC21/SC3/WG24は「ビデオ火災感知器（以下「VFD」という。）」を議論する作業部会である。

2 報告概要

- (1) ISO/TC21/SC3/WG3、WG13及びWG24会議は、国内において今年8月に作業部会を開催し、作業部会での意見を取りまとめそれを基に平成30年9月17日及び18日会議に参加することとなった。
- (2) ISO/TC21/SC3会議は、昨年のドイツ・ベルリンでの国際会議開催後、国内においては、今年8月に各作業部会の主査より活動報告があり、それを基に、平成30年9月19日にアメリカ・イ

リノイ州で開催された会議に参加することとなった。

3 日 時

平成30年9月17日(月) 9:00～12:30
(WG3会議)
平成30年9月17日(月) 13:30～16:30
(WG13会議)
平成30年9月18日(火) 8:30～15:00
(WG24会議)
平成30年9月19日(水) 9:30～14:00
(SC3会議)

4 場 所

Underwriters Laboratories, Inc. (UL)
(アメリカ・イリノイ州)

5 出席者（日本）

WG3：阿部氏（SC3国内委員長）、明石（SC3国内副委員長）、川井氏（通訳）
WG13：阿部氏（SC3国内委員長）、明石（SC3国内副委員長）、川井氏（通訳）
WG24：阿部氏（SC3国内委員長）、中

野氏（国内 WG24 委員）、明石（SC3 国内副委員長）、川井氏（通訳）

SC3：島村氏（消防庁予防課）、阿部氏（SC3 国内委員長）、中野氏（国内 WG24 委員）、外野氏（TC21 事務局）、明石（SC3 国内副委員長）、川井氏（通訳）

6 参加国

WG3：オーストラリア・アメリカ・イギリス・日本 4 カ国 8 名

WG13：オーストラリア・アメリカ・イギリス・日本 4 カ国 9 名

WG24：オーストラリア・アメリカ・イギリス・ドイツ・日本 5 カ国 10 名

SC3：オーストラリア・アメリカ・イギリス・中国・韓国・日本 6 カ国 18 名

7 議事概要

(1) ISO/TC21/SC3/WG3 会議

本作業部会は、ISO12239（煙式住宅用火災警報器）の規格の検討を行っている。今回は、当該規格改訂のための作業部会が開催された。

議事次第に従い次の議事が行われた。

事前に配付された草案を基に検討をされ、日本からも 8 月に行われた国内会議において意見の点検を確認し、会議参加国からの意見を基に草案の修正が行われ再度配付されることと

なった。

参加国の意見としては、外部 DC 電源を主電源とし電池を内蔵しない住警器の取り扱いや、日本の提案している 2 種感度の取り入れ等があった。

また、今回の会議では、ISO12239 の改訂は、EN14604 を基に行うこと、並びに今後の改訂の検討は、Web 会議で行うことが決まった。

(2) ISO/TC21/SC3/WG13 会議

本作業部会は、ISO7240-13（コンパティビリティアセスメント、機器の相互接続性の評価）の規格の検討を行っている。今回は、EN54-13 の改訂が行われたのに伴う、当該規格改訂のための作業部会が開催された。

議事次第に従い次の議事が行われた。

事前に配付された草案を基に検討をされ、日本からも 8 月に行われた国内会議において意見の点検を確認し、会議参加国からの意見を基に草案の修正が行われ再度配付されることとなった。

参加国の意見の点検としては、適応範囲（扱うシステムの全体のイメージ）の明確化や、着脱式構成要素の取り外しについて等があった。

また、今回の会議では、今後の改訂の検討は、Web 会議で行うことが決まった。

(3) ISO/TC21/SC3/WG24 会議

本作業部会は、TS7240-29 (VFD) の規格の検討を行っている。今回は、当該規格に付随する TS7240-30 (VFD の設置基準) の検討のための作業部会で昨年のベルリンでの会議後、Web 会議が適宜開催され、今回の会議となった。

議事次第に従い次の議事が行われた。

今回の会議では、VFD の最小限の照明レベル維持のためのバックアップ電源や煙又は炎の検知範囲等についての議論が行われた。

今後も TS7240-30の発行に向けた議論を行うため Web 会議を適宜開催することとなった。

(4) ISO/TC21/SC3 会議

議事次第に従い次の議事が行われた。

① 議長報告

② 各 WG (作業グループ) からの報告

ア WG3 Chris Orr 氏より前々日の WG3での報告がされた。

イ WG6 ISO7240-7が 6 月に発行された。

ISO7240-17は、DIS 投票段階へ移行した。

ウ WG7 ISO7240-5が 5 月に発行された。

エ WG13 Keith Shinn 氏より前々日の WG13での報告がされた。

オ WG15 ISO7240-3の改訂草案が WG に回付され、CD がリリースされる予定である。

カ WG20 ISO7240-27が 5 月に発行された。

キ WG22 CEN72の改訂作業を待っている。

ク WG24 2018年末又は、2019年の早い段階で TS の草案を検討する準備があると報告があった。

ケ WG25 ISO8201が昨年11月に発行された。

③ SC3の同意が必要なプロジェクト以外のもの

ア ISO7240-21改訂作業の中止のため WG12の解散

イ WG6のコンビナーとして Bernard Laluevein 氏の再任

ウ ISO7240-10、ISO7240-16、ISO7240-19及び ISO7240-23の検証と維持

エ TS7240-9に関する決議 299 の変更

オ ISO7010に日本の提案による新しいシンボルを ISO/TC145/SC2 への提出

カ 新しい2つの線形熱感知器の新作業項目への提案

④ リエゾン報告

ア Keith Shinn 氏 (代読) より ISO/TC92/SC4 の報告が行われた。

イ Peter Mundy 氏 (代読) より

EURALARM の報告が行われた。

ウ Keith Shinn 氏 より CEN/TC72
の報告が行われた。

⑤ 決議事項

ア 決議 3 1 8

ISO/TC21/SC3は SC3会議の為
に会場を提供し、かつ素晴らしい
支援と軽食等を準備していただい
た UL に感謝する。

イ 決議 3 1 9

WG6からの ISO 7240-17を DIS
段階へ移行する提案に同意した。

ウ 決議 3 2 0

7240-25の 開 発 作 業 を prEN
54-25文書が完了するまで中断す
る事に同意した。

エ 決議 3 2 1

7240-21の改訂作業中止を受け、
SC3は WG12を解散する事に同意
した。

オ 決議 3 2 2

Bernard Laluevein 氏を7240-17の
改訂作業継続の為に WG6のコン
ビーナとして再任する事に同意し
た。

カ 決議 3 2 3

ISO 7240-10:2012 を検証し維持
する事に同意した。

キ 決議 3 2 4

ISO 7240-16:2010 を検証し維持
する事に同意した。

ク 決議 3 2 5

ISO 7240-19:2007 を検証し維持
する事に同意した。

ケ 決議 3 2 6

ISO 7240-23:2013 を検証し維持
する事に同意した。

コ 決議 3 2 7

規格のカatalogにする目的で適
用範囲を変更することで ISO/TS
7240-9を修正し、決議 2 9 9 に従
い TR(技術報告書) として再刊行
する事に同意した。

そして36か月の開発期間プロ
ジェクトに阿部仁一氏をコンビー
ナとする WG1を再開する。

サ 決議 3 2 8

ISO 7010に包括される視覚警報
器の近傍に表示するための新しい
図記号に対する日本提案を支援し、
ISO TC145/SC2に対してシンボル
として提出する事に同意した。

シ 決議 3 2 9

EN54-22及び EN54-28を基礎と
して用いた線形熱感知器を ISO
7240の二つのパートとするために
予備段階登録を行い、新業務項目
提案 (Form 4) を準備する事に同
意した。

ス 決議 3 3 0

ISO 7240-5、ISO 7240-27 及
び ISO 8201の発行に伴い、WG7、
WG20及び WG27の解散に同意し

た。

セ 決議 3 3 1

2019年9月の第2週にロシア・
サンクトペテルブルクで開催され

る TC21総会と共に実施する事に
同意した。

以 上

ISO/TC21/SC5国際会議報告

消火・消防設備部 消火設備課
主幹検定員 志 賀 明

はじめに

ISO/TC21/SC5（水を使用する固定消火設備分科会）の国際会議が、平成30年9月17日から19日までの3日間、米国のノースブルックで開催された。

SC5は、TC21（消防器具に係る専門委員会）における5番目のSC（分科会）として、1974年に設置され、日本は、1979年に開催された第3回会議から参加している。今回は、昨年10月に開催されたベルリン会議に続く第41回目の会議である。

第41回 ISO/TC21/SC5シカゴ会議概要

1 日程

平成30年9月17日（月）～19日（水）

2 場所

米国 ノースブルック

Underwriters Laboratories (UL) 会議室

議長：Peter W Thomas（元 Victaulic: 米国）

事務局：Mark Hopkins（NFSA：米国）

米国：Scott T Franson（Minimax Viking）

Kerry M.Bell（UL）

Jeff Hebeustreit（UL）

Claude Bosio（FM）

John M.Stempo（Victaulic）

Rachel Howhtorne（ANSI）

Karl Wiegand（Globesprinkler）

Oliver Pahlia（Reliable）

Manuel Silva（Johnson controls）

ドイツ：Peter Kempf（Minimax Viking）
ルクセンブルグ：

Chris Gill（Minimax Viking）

イギリス：Robert Thilthorpe（FIA）

デンマーク：

Michael Kroneder（Fire Eater）

ロシア：Leonid Tanklevskiy（Gefest）

Mikael Peganov（Gefest）

イスラエル：Reuven Perez（Bermad）

Gabriel Azran（Silvergate）

中国：Zhang Shaoyu

（Tianjin Fire Research Institute）

韓国：Yong-Hwan Park

（Hoseo University）

日本：島村泰彰

（総務省消防庁：9/17・18のみ）

吉葉裕毅雄
(日本消火装置工業会)
志賀明 (日本消防検定協会)
外野祐一
(TC21事務局: 9/17・18のみ)
君和田貴子 (通訳)

アラーム弁) の DIS 投票コメント

- ・無番 ISO/DIS6182-8 (予作動式乾式スプリンクラー) の新文書
- ・N784 ISO/DIS6182-11 (パイプハンガー) の DIS 投票結果
- ・N759 ISO/DIS6182-12 (グループドエンドコンポーネント) の規格案
- ・N807 ISO/CD6182-16 (ポンプ逃がし弁) の規格案
- ・N808 ISO/CD6182-17 (調圧弁) の規格案
- ・N781 ISO/CD6182-18 (フレキシブルスプリンクラーホース) の CD 投票結果
- ・N523 ISO/WD6182-18 (フレキシブルスプリンクラーホース) の規格案
- ・N834 シカゴ会議の決議事項

4. 会議資料

- ・N823 シカゴ会議の議事次第
- ・N815 ベルリン会議の議事録 (案)
- ・N830 TC21/SC6のリエゾン報告
- ・N831 TC153/WG10のリエゾン報告
- ・N821 SC5の文書状況
- ・N824 ISO/NP6182-1 (スプリンクラー) の NP 投票結果
- ・N825 ISO/NP6182-1 (スプリンクラー) の各国コメント
- ・N7 ISO/NP6182-1 (スプリンクラー) の規格案
- ・N1 バルブパート対比表
- ・N783 ISO/DIS6182-4 (急速開放装置) の DIS 投票結果及び各国コメント
- ・無番 ISO/CD6182-4 (急速開放装置) の新文書
- ・N782 ISO/DIS6182-6 (逆止弁) の DIS 投票結果及び各国コメント
- ・無番 ISO/DIS6182-6 (逆止弁) の新文書
- ・N734 ISO/DIS6182-7 (ESFR スプリンクラー) の各国コメント
- ・N819 ISO/DIS6182-8 (予作動式乾式

5. 議事概要

5.1 出席者の自己紹介

各国の出席者が、自己紹介をした。

決議事項 1

ISO/TC21/SC5は、USA、イリノイ州、ノースブルックで今週行われた会議のホスティングについて、ホストの UL へ感謝の意を表する

5.2 議事次第 (N823)

第41回 ISO/TC21/SC5シカゴ会議の議

事次第を、承認した。

決議事項 2

USA、イリノイ州、ノースブルックで今週行われた第41回 ISO/TC21/SC5会議の議事次第案（N823）を承認する。

5.3 編集委員の任命

編集委員として、次の4名が選出された。

Kerry 氏、Claude 氏、Peter 氏及び Chris 氏である。

5.4 大規模火災試験

UL が、会議に参加した委員のために、ESFR スプリンクラーを用いた大規模火災試験を、実演した。

表 試験条件

項目	仕様
標示温度	74℃
RTI	$100(\text{m}\cdot\text{s})^{1/2}$
流量定数	K363
圧力	1 bar
設置数	42個
設置位置	3 m 格子状 (3 m × 3 m)
天井下からの 設置距離	45.7 cm
天井の高さ	9.1 m
可燃物の高さ	6.1 m
ラックの種類	二列の倉庫ラック

決議事項 3

ISO/TC21/SC5は大規模火災試験への委員会メンバーの招待に対して UL に感謝の意を表する。

5.5 前回議事録（N815）

第40回 ISO/TC21/SC5ベルリンの議事会議議事録（N815）を、承認した。

決議事項 4

第40回 ISO/TC21/SC5ベルリン会議議事録（N815）を承認した。

5.6 リエゾン報告（N830、N831）

- (1) TC21/SC6（泡及び粉末消火剤を使用する固定式消火設備）

ドラフトが3個作成されている。

ISO/DIS7203-1（非水溶性可燃性液体用低発泡消火剤）、ISO/DIS7203-2（非水溶性可燃性液体用中発泡消火剤）及びISO/DIS7203-3（水溶性可燃性液体用低発泡消火剤）である。

- (2) TC153/WG10（バルブ）

ドラフトが2個作成されている。

ISO/WD5752（フランジ配管に使用される金属バルブ）及びISO/NP23632（バルブの試験方法）である。SC5としては消防用途の適用除外を希望するが、ISO/WD5752はENで義務化される可能性があるとの意見があったため、TC153/WG10と連絡をとることにした。

決議事項 5

TC153/WG10に連絡をとる。

5.7 文書状況について (N821)

事務局が、SC5で取り扱っている規格(18品目)について、現在の状況を説明した。

規格作成の期間等に修正が必要な、下記について、修正した。

(1) ISO6182-2 (湿式アラム弁)

ISO6182-2を、再承認する。バルブ規格が統合されたとき、ISO6182-2は、必要なくなるため、ISO6182-2を再承認するか決めることにした。

(2) ISO6182-5 (デリュージ弁)

ISO6182-5を、再承認する。バルブ規格が統合されたとき、ISO6182-5は、必要なくなるため、ISO6182-5を再承認するか決めることにした

(3) ISO6182-6 (逆止弁)

規格作成期間36ヶ月では、作成できないため、ISO6182-6の規格作成期間を36ヶ月から48ヶ月へ変更した。

(4) ISO6182-7 (ESFR スプリンクラー)

規格作成期間36ヶ月では、作成できないため、ISO6182-7の規格作成期間を36ヶ月から48ヶ月へ変更した。

(5) ISO6182-15 (電気起動式スプリンクラー)

スプリンクラー規格への統合化が検討されているため、ISO6182-15を規格作成作業から削除した。

(6) ISO6182-16 (ポンプ逃がし弁)

新しい文書での再投票が必要であるため、ベルリン会議の審議を反映した文書を R.Perez 氏が作成し CD 登録することにした。

(7) ISO6182-17 (調圧弁)

新しい文書での再投票が必要であるため、ベルリン会議の審議を反映した文書を R.Perez 氏が作成し CD 登録することにした。

決議事項 6

ISO6182-2を、再承認する。

決議事項 7

ISO6182-5を、再承認する。

決議事項 8

ISO6182-6の規格作成期間を延長する。

決議事項 9

ISO6182-7の規格作成期間を延長する。

決議事項10

ISO/NP6182-15のキャンセルを提案する。

決議事項11

ISO6182-16を、CD 登録する。

決議事項12

ISO6182-17を、CD 登録する。

5.8 ISO 専門的指針・ホームページの使用 方法について

Rachel 氏が、ISO 専門的業務指針・ISO ホームページの変更点を、資料を用いて、説明した。

決議事項13

ISO/TC21/SC5は Rachel Hawthorne へ感謝の意を表する。

5.9 ISO/DIS6182-4（急速開放装置） （N783、新文書）

DIS 投票の各国コメントを議論した。主な議論の内容は、次のとおりである。

- (1) 単位を「bar」から「Pa」へ変更した。
- (2) 3.3項の耐食性材料について、「モネル」を「ニッケル銅合金」に変更した。
- (3) 4.3.2項、「C」を「℃」へ変更した。
- (4) 4.4.1項の強度について、定格圧力の4倍ではダイアフラムが耐えられないというコメントがあったが、これはボディの条項でダイアフラムは評価しないと解釈してコメントは取り下げられた。
- (5) 4.7項、隙間について、「最低3.0mm」と明確にした。3.0mmは、CEN 基準（UL 基準は、3.2mm）を用いたものである。文章は、米国の提案の通りとした。3.3項にある耐食性材料を用いたものは、4.7項を適用外とする。
- (6) 6.5項の試験後の判定基準の参照先を4.3から4.4.1へ修正した。
- (7) 6.6.2項、図1は、必要ないため、削

除した。

編集委員会が、上記の内容を修正し、修正した文書を、FDIS 投票することにした。

決議事項14

ISO6182-4を、FDIS 登録する。

5.10 ISO/DIS6182-6（逆止弁）（N782、 新文書）

2016年9月に開催されたノーウッド会議で議論した内容を反映した文書が作成されていたが、FDIS 投票を実施していなかった。当該文書を、FDIS 投票することにした。

決議事項15

ISO6182-6を、FDIS 登録する。

5.11 ISO/CD6182-8（予作動乾式アラーム弁）（N819、新文書）

事務局より、2017年10月の DIS 投票の投票対象文書について、ISO 本部より、ISO 規則に一致していない編集上の課題があると指摘されたとの説明があった。当該文書について、編集上の課題及び技術的なコメントを議論した。

主な議論の内容は、次のとおりである。

- (1) 2項（引用文書）等の該当箇所を ISO 規則で定める文章へ変更した。
- (2) 3.15項、タイトルがないが、不必要なため、3.15項を、削除した。
- (3) 4.5.2項1行目および6.8項1行目の「スタンダード」は客観的でないため、

「スタンダード」を削除した。

(4) 4.7.10項及び4.7.11項、文章を明確にした。

(5) 4.7.10項の末尾の文「排水しないとセット位置に戻せないこと」は無理なので末尾の文を削除する。

(6) 4.7.11項の末尾の文の「外部の」は存在しないと考えられるため、「外部の」を削除する。

(7) 4.11.6項、日本の既存製品が、該当しないため。「0.7mm」を「0.1mm」、「0.05mm」を「0.04mm」へ変更した。

(8) 4.14.3項、「最低使用圧0.14MPa」を「最低使用圧または0.14MPaのいずれか高いほう」と変更した。

編集委員会が、上記の内容を修正し、修正した文書を FDIS 投票することにした。

決議事項16

ISO6182-8を、FDIS 登録する。

5.12 バルブパートの統合 (N1)

下記、バルブパートの統合について、バルブパート対比表 (N001) を用いて、作業を進めることを、確認した。C.Gill 氏が N001を文章化して次回会議で WD として提示することになった。

(1) ISO6182-2 (湿式アラーム弁)

(2) ISO6182-3 (乾式弁)

(3) ISO6182-4 (急速開放装置)

(4) ISO6182-5 (デリュージ弁)

(5) ISO6182-6 (逆止弁)

(6) ISO6182-8 (予作動乾式アラーム弁)

(7) ISO6182-16 (ポンプ逃がし弁)

(8) ISO6182-17 (調圧弁)

決議事項17

バルブ規格統合のワーキングドラフトを作成する。

5.13 ISO/DIS6182-7 (ESFR スプリンクラー) (N734)

DIS 投票期限が、2015年11月であったため、2015年11月に開催された神戸会議では、各国コメント（ほとんどが、編集上のコメント）の議論がされなかった。2016年9月に開催されたノーウッド会議で、当該コメントについて、議論され、事務局で、議論を反映した FDIS 文書作成していたが、FDIS 文書の議論を、今まで実施していなかった。

当該 FDIS 文書について、ノーウッド会議で、議論した内容の確認及び再度、コメントの議論を行った。主な議論の内容は、次のとおりである。

(1) 「保護カバー」の定義を追加した。

(2) ESFR には上向きがないので、図11のキー6を修正して「デタッチャブルパイプ」とした。

(3) 6.4項の K 値は、「202±10」とし、さらに「242±12」を追加した。

(4) 6.5項の表2の5列目は N650の同表のように K202/K242を示す。

(5) 6.14項の RTI は、36を超えないことと修正した。

(6) 6.14.1項として、実大火災試験で火

災抑制が認められる場合は RTI が36を超えて50までを認めることとした。

編集委員会が、上記の内容を修正し、修正した文書を FDIS 投票することになった。

決議事項18

ISO6182-7を、FDIS 登録する。

5.14 ISO/WD6182-1 (スプリンクラー) (N825、N7)

NP 投票の各国コメントを議論した。主な議論の内容は、次のとおりである。

- (1) 6.17項 (作動温度) について、許容差を、標示温度が204℃を超えるものと、204℃以下で、異なるものにし、204℃を超えるものの許容差を大きくした。
- (2) 6.18.1.2項で、ESFR の RTI を36を超えないこととした。
- (3) K240及び K242が混在しているので、K202及び K242とした。
- (4) 3.2.1項の見出しに (EAS) を、同じく3.2.2項に (SMA) を追加し、3.2.3項 (電気起動後、モニタリングをできる電気起動式スプリンクラー (EAS-M)) の定義を追加した。この際、これらは感熱素子の問題ではないので、電氣的制御に関する分類を追加すべきという意見があった。
- (5) 6.32項及び7.32項として、電氣的な構成機器の試験を追加することに賛成か反対か、意見が分かれた。反対多数

により、試験に含めないことになり、6.32項及び7.32項の追加は見送られた。

賛成：日本、ロシア及びイスラエル

反対：米国、ドイツ、ルクセンブルク及び中国

※賛成：制御盤の信頼性等に関わらず、作動すべき電流が流れさえすれば電氣的構成部品が作動することだけは確認すべきという意見

※反対：制御盤等のシステムとして、考えるべきであり、電気に関する知見がない SC5では、電氣的な試験を含めない方がよいとする意見

これに関連して、K.Bell 氏を SC3とのリエゾンパーソンとすることとした。

- (6) 7.17.2項、SMA に関する要求事項を、注記に記載した。
- (7) 8.1.3項、表示の略字に、EAS、SMA、EAS-M を追加した。
- (8) 9.6項、設置指示書に、電氣的な特徴を追加した。
- (9) 序文及び適用範囲に、電気起動式スプリンクラーに関して、記載がないので、追加した。

編集委員会で、議論した内容を修正し、ISO/WD6182-1 (スプリンクラー) を CD 登録することとし、規格作成期間を48ヶ月とした。

決議事項19

Kerry Bell を TC21/SC3とのリエゾンに任命する。

決議事項20

ISO6182-1を、CD 登録する。

決議事項21

ISO/TC21/SC5/WG9のコンビーナとして Kerry Bell を 3 年の任期で再承認する。

5.15 ISO/DIS6182-11 (パイプハンガー) (N784)

DIS 投票の各国コメント及び国際事務局からのコメントを反映させた文書について、それぞれが反映されているか確認した。主な議論の内容は、次のとおりである。

- (1) 3.12 の NOTE2 と し て「increaser coupling」の定義を追加する。
- (2) 7.5項、8.5項及び9.1.5項、耐震に関する要求事項を、この文書から、削除する。
- (3) 付属書について、正しい許容差を入れる。

修正した ISO/DIS6182-11を、FDIS 投票することにした。

決議事項22

ISO6182-11を、FDIS 登録する。

5.16 ISO/DIS6182-12 (グルーブドエンドコンポーネント) (N706、N759)

DIS 投票の各国コメントについて議論した。技術的にはサイドアウトレットに関する曲げ試験の追加が提案されていたが、現行規格に間違いがあり早急に差し替える必要があるため、今回は寸法表中の許容差の誤記訂正等に留め、FDIS を省略して直接発行することにした。技術的改訂については、次の改訂サイクルとして、WG11でサイドアウトレットを追加した文書を次回会議で検討することとした。

決議事項23

ISO6182-12の発行を提案する。

5.17 ISO/CD6182-18 (フレキシブルホース) (N781、N523)

2016年9月に開催されたノーウッド会議で、CD 投票の各国コメントを議論した。その後、DIS 登録を実施しようとしたが、登録の手続きの問題で、国際事務局から指摘があり、DIS 投票できなかった。

各国コメント及びノーウッド会議で議論したことを、再度、確認し、DIS 投票することとし、規格作成期間を、48ヶ月とした。

決議事項24

ISO6182-18を、DIS 登録する。

5.18 将来業務

当面はアイテムを増やしたくないという意見があった。将来、耐震に関する要求事項の作成及び国際的な専門家が、必要なため、J.Stempo 氏が、耐震に関する情報収集をすることになった。

5.19 プロジェクトリーダー

コミュニケーションを活性化させるために、プロジェクトリーダーを下記の通り、再構成した。

プロジェクト リーダー	規格
Kerry Bell	6182-1、6182-7、 6182-10、6182-13
Claude Bosio	6182-9、6182-14
Manny Silva	6182-2、6182-6
Karl Wiegand	6182-3、6182-4
Jeff Hebenstreit	6182-11
John Stempo	6182-12、6182-18
Peter Kempf	6182-5、6182-8
Reuven Perez	6182-16、6182-17

決議事項25

プロジェクトリーダーを承認した。

5.20 連絡事項

- (1) P.Thomas 議長 の 任 期 が、2018年12月までのため、次期、議長とし

て、S.Franson 氏を任期 3 年で指名した。また、事務局は、前任者の Louis 氏が、突然、辞したため、シカゴ会議のみ M.Hopkins 氏が、務め、次回より、P.Thomas 議長が、事務局を務めることになった。

- (2) 次回、ISO/TC21/SC5会議は、2019年9月3日（火）～5日（木）、ロシア、サンクトペテルブルク（Polytechnic univ.）で、次々回は、2020年12月、ドイツ、ケルン（Vds）で実施される予定であることが、議長より説明された。

決議事項26

Scott Franson を、ISO/TC21/SC5の議長に指名する。

決議事項27

ISO/TC21/SC5は Mark Hopkins に、感謝の意を表する。

決議事項28

ISO/TC21/SC5は議長の Peter Thomas に、感謝の意を表する。

5.21 決議事項の確認

28個の決議事項の確認をした。

ISO/TC21/SC6/WG2、ISO/TC21/SC6/WG4 及びISO/TC21/SC6国際会議報告

消火・消防設備部 消火設備課
主幹検定員 佐々木 寛

1. はじめに

ISO/TC21/SC6（泡・粉末消火剤及び泡・粉末消火剤を使用する消火設備）国際会議が、平成30年9月18日から20日までの3日間、シカゴ（アメリカ）にあるULで開催された。

ISO/TC21/SC6には、3つの作業部会が置かれており、今回WG2（粉末消火剤）及びWG4（水性消火剤）の2つの作業部会も併せて開催された。筆者は、WG2、WG4及びSC6に出席したので、その報告を行うものである。

日本からの出席者は、小川耕司氏（SC6国内委員長）、野村治己氏（前SC6国内委員長）、通訳のマント市子女史及び筆者であった。また、SC6については、島村泰彰氏（総務省消防庁）及び外野祐一氏（ISO/TC21国内事務局）も出席した。

2. 報告概要

(1) WG2

ISO 7202（粉末消火剤）の次回改訂に

ついて、議論を行った。

フランスから文書で、毒性情報に不足している点があるのではないかと指摘があった。

議論の結果、フランスには具体的な案を提案すること、毒性情報についてはSCに報告、議論され、各WGに指導してもらえるように上申することになった。

WG2は、規格の次回改訂に合わせて、2024年まで休止することになった。

(2) WG4

ISO 7203-1（非水溶性可燃性液体用で低発泡の泡消火剤）、ISO 7203-2（非水溶性可燃性液体用で中発泡及び高発泡の泡消火剤）及びISO 7203-3（水溶性可燃性液体用で低発泡の泡消火剤）のDIS投票の結果が報告され、賛成多数で承認され、技術的な問題はクリアされたため、FDISを経ず直接、発行段階に移行することになった。

ISO/NP 7203-4（クラスA泡消火剤）の投票結果も報告され、WDに登録する

ことになった。また、規格案について議論を行った。

日本からは、消火試験方法の修正を提案し、提案のうち、規格案にない泡での消火試験方法については、今後の課題となった。また、規格案にある消火器を用いた消火試験方法は、日本の提案が一部取り入れられた。

(3) SC6

WG2から報告された ISO/DIS 7202は、ISO として発行されていることが報告された。また、毒性情報についての提案について議論の結果、SC6の会議だけで決めることではないため、Pメンバーの意見を聞いた上で、対応することになった。

WG4については、ISO/DIS 7203-1から ISO/DIS 7203-3までの3つの規格の投票結果が報告され、DIS は承認され、FDIS を経ずに直接、発行段階に移行することになった。また、ISO/NP 7203-4の投票結果も報告され、WD として登録し、規格化を目指すことになった。

WG8は、今回会議を行わなかったが、提出されたレポートを SC6国際事務局が報告した。ISO 7076-6（車載式 CAF システム）については、改訂を行うこととし、CD 投票から始めることになり、決議事項に追加することになった。

3. 場所

シカゴ（アメリカ） UL

4. ISO/TC21/SC6/WG2 報告

(1) 日程

平成30年 9 月18日（火）9:30 ～ 12:00

(2) 出席者（敬称略）

（コンビーナー）

Thomas Leonhardt（ドイツ）

（国際事務局）

Shuai Wang（中国）

（委員）

Blake M. Shugarman（アメリカ）

Zhuang Shuang（中国）

小川 耕司、野村 治己、マント 市子
（通訳）、佐々木 寛（日本）

(3) 議事資料

WG2議事次第（案）

(4) 議事概要

① 参加者の確認

参加者の確認を兼ねて、出席者が各自で自己紹介を行った。

② 開会の辞

コンビーナーから開会の挨拶があった。

③ 議事次第(案)の承認

議事次第(案)を検討し、承認した。

④ ISO 7202について

ISO 7202の次回改訂に向けて、フランスから毒性情報にテストラボの管理及び試験方法が不足しているのではないかと指摘があった。また、

時間の記録及び閾値に対して標準偏差を導入すべきではないかとの意見があり（いずれも文書による）、議論を行った。

議論の結果、次回改訂時に具体的な案をフランスは提案することとし、毒性情報については、WG レベルで議論せず、SC に報告、議論され、各 WG に指導してもらえるように上申することが決まった。

⑤ その他

コンビーナーから、この WG で他に規格化する必要のあるものがないかとの問いかけがあったが、現在規格化する必要のあるものは無かった。

他に議題がないことが確認された。

⑥ 次回の会議予定

次回の ISO/TC21/SC6/WG2 国際会議については、規格の次回改訂に合わせて、2024 年まで休止することが決まった。

以上で、閉会となった。

5. ISO/TC21/SC6/WG4 報告

(1) 日程

平成30年 9 月18日（火）13:30 ～ 17:00

平成30年 9 月19日（水）9:30 ～ 17:00

(2) 出席者（敬称略）

（コンビーナー）

Thomas Leonhardt（ドイツ）

（国際事務局）

Shuai Wang（中国）

（委員）

Blake M. Shugarman（アメリカ）

Zhuang Shuang（中国）

小川 耕司、野村 治己、マント 市子
（通訳）、佐々木 寛（日本）

(3) 議事資料

① WG4 議事次第（案）

② ISO/NP 7203-4

(4) 議事概要

① 参加者の確認

② 開会の辞

WG2 と出席者が変わらなかったため、省略された。

③ 議事次第（案）の承認

議事次第（案）を検討し、承認した。

④ ISO/DIS 7203-1～3 の投票結果について

国際事務局から、ISO/DIS 7203-1～3 の 3 つの規格案に対する投票結果の報告があった。いずれの投票結果も賛成多数（賛成12、反対1（オーストラリア）、棄権5）で承認され、技術的な問題はクリアされたため、FDIS を経ずに直接、発行段

階に移行することが決まった。

コンビーナーから、これらの規格案では、毒性情報及び環境情報についてロンドン会議で規格に入れることになっているが、今回の改正では入っていない。今回の3つの規格については、次回改訂時に追加することとし、現在進行しているISO/NP7203-4については、今回入れることにする予定であるとの方針が示された。

また、発行段階に進むにあたり、編集上の訂正等を行った。

- ⑤ ISO/NP 7203-4の投票結果について
国際事務局から、ISO/NP7203-4の投票結果の報告があった。投票結果は、preWDに移行5、WDに登録6、棄権6で、WD(20.20段階)に登録することになり、規格化期間は36カ月となることも併せて報告された。

WDに移行するにあたり、次のとおり議論を行った。

ア 今後 wetting agents の規格化の検討も控えているが、NP投票も終了して申し訳ないが、クラスA泡消火剤と wetting agents を1つの規格として、別の規格番号としたほうが良いとの提案があった。

議論の結果、コンセンサスが得られず現行どおりの規格化を行うことが決まった。

イ WDの規格案について、編集上の追加、修正及び削除を行った。

ウ 日本から消火試験方法の修正を提案した。そのうち、泡消火剤の規格なので泡を用いた消火試験方法とする提案は議論の結果、早期に規格化したいことから今回は見送り、今後の課題とすることになった。また、消火器を用いた消火試験方法で存在しない消火器を用いる方法しかなく案の追加を行った提案は、議論の結果、一部が取り入れられた。

- ⑥ その他
コンビーナーから、他に議題がないことが確認された。
- ⑦ 次回の会議予定
次回のISO/TC21/SC6/WG4国際会議については、SC6の開催に合わせ開催することが承認された。

以上で、閉会となった。

6. ISO/TC21/SC6 報告

(1) 日程

平成30年9月20日(木) 9:30 ~ 12:00

(2) 出席者(敬称略)

(議長)

Zhang Shaoyu (中国)

(国際事務局)

Zhuang Shuang (中国)

(委員)

Blake M. Shugarman、Jerry Kirkpetrick、
Michael Lesiak (アメリカ)
Kim Jae Hyun、Moon Jae Dae、Yong H
Park、Yong Nam Lee (韓国)
Shuai Wang (中国)
Thomas Leonhardt (ドイツ)
島村 泰彰、小川 耕司、野村 治己、外
野 祐一、マント 市子 (通訳)、佐々
木 寛 (日本)

(3) 議事資料

- ① 議事次第 (案)
- ② 事務局報告
- ③ ISO/DIS 7202の投票結果
- ④ ISO/DIS 7203-1の投票結果
- ⑤ ISO/DIS 7203-2の投票結果
- ⑥ ISO/DIS 7203-3の投票結果
- ⑦ ISO/NP 7203-4の投票結果
- ⑧ 2019年から2023年までのビジネス
プラン
- ⑨ ISO/TC21/SC6シカゴ会議決議事
項 (案)

(4) 議事概要

- ① 開会の辞
議長から開会の挨拶があった。
- ② 参加者の確認
参加者の確認を兼ねて、出席者が
各自で自己紹介を行った。
- ③ 議事次第 (案) の承認
議事次第 (案) を検討し、承認し

た。

④ 決議事項編集委員の指名

議長が Blake M. Shugarman 氏及び
Thomas Leonhardt 氏を決議事項編集
委員に指名した。

⑤ 前回トロント会議の議事録及び決
議事項の確認

昨年開催したベルリン会議の議事
録及び決議事項について確認を行い、
異議なく承認された。

⑥ 国際事務局報告

国際事務局から報告が行われた。
主な内容は、次のとおりであった。
ア P メンバーは18、O メンバーも
18である。

イ WG は、2、4 及び8 の3つで
ある。

ウ 10本の規格が発行され、4 本の
規格案が策定中である。

エ 新しい規格が入手できないので
入手できるようにしてもらいたい
との要望があった。

審議の結果、ISO/CS に対して
関連する規格をメンバーがダウン
ロードできるようにならないか要
望することになった。

オ リエゾンのうち、EUROFEO の
リエゾン担当者が退職したため、
新たな担当者を置くことになった。
審議の結果、異議なく承認された。

⑦ 各 WG からの報告

各 WG のコンビーナーから次の

とおり報告が行われた。

ア WG2から、ISO/DIS 7202について ISO として発行されたことを報告した。

また、フランスから毒性情報、環境特性及び試験室などの管理について提案が出ており、次回改訂時に検討することになったが、どう取り扱うか SC6から指導してもらいたいとの要望が出された。

審議の結果、要求事項と試験を SC6で規定することはできないので、今回の会議で決めずに P メンバーの意見を聞くことが決まった。

その他の報告については、異議なく承認された。

イ WG4から、ISO/DIS 7203-1～3の投票結果として DIS が承認され、FDIS を経ずに直接発行段階に移行することが報告された。

また、ISO/NP 7203-4の投票結果として WD に登録 (20.20段階) し、期間は36カ月であることが報告された。

ISO/WD 7203-4について、今後規格化が検討されている wetting agents と規格を1つにする提案も出されたが、NP 投票も終わっていることもあり、WG 内でのコンセンサスが得られなかったので現行どおりとなった。

毒性情報については、ISO/WD

7203-4で決めたことを他の規格に反映させる予定であると報告された。

なお、国際事務局に対して、最新版の文書の管理を明確にすることを求めたことも報告された。

審議の結果、異議なく承認された。

ウ WG8は、今回会議を行っておらず、提出されたレポートに基づき国際事務局が報告した。

審議の結果、ISO7076-6については、改訂することとし、期間は18カ月、CD 投票から始めることに合意し、決議事項に加えることが決まった。

その他の報告については、異議なく承認された。

⑧ リエゾン報告

ISO/TC21/SC6と連携しているリエゾンである ISO/TC21/SC2、SC5 及び SC8について、国際事務局から報告が行われた。

⑨ PFOS の検出試験方法を新規作業項目とするかについてのアンケート結果

国際事務局からアンケート結果について、賛成が新規作業項目とするのに必要な数を下回ったため、今回は見送るとの報告があった。PFOS だけではなく、化学物質全体として考えることではないかとの意見が出

された。

⑩ 2019年から2023年までのビジネスプラン

国際事務局から2019年から2023年までのビジネスプランの説明があった。

審議の結果、異議なく承認された。

⑪ 2018年版 ISO 専門業務用指針に基づく ISO 標準化作業の変更点

議長から本年も変更点があるので、各自で注意してもらいたいと話があった。

⑫ 今後の会議予定

議長から次回の ISO/TC21/SC6 会議について、TC21 が来年の 9 月にロシアのサンクトペテルブルグで開催される予定であることから、合わせて開催したいとの提案があり、異議なく承認された。

⑬ その他

ア コンビナー

国際事務局から WG4 のコンビナーの Thomas Leonhardt 氏は、今年で任期が切れるが、2021 年までの延長が承認されたことが報告された。

イ ISO7076-5 の定期見直し

議長から、ISO7076-5（固定式 CAFS 設備）の定期見直し投票が予定されているとの報告があった。

⑭ 決議事項の承認

国際事務局及び決議事項編集委員

からシカゴ会議決議事項について次のとおり説明があった。

ア 決議191（シカゴ1）

ISO/TC21/SC6 は、会場の提供並びに SC6 及び各 WG の会議へ素晴らしいサポートをしてくれた ANSI、アメリカ及びスポンサー UL の皆様に感謝の意を表する。

イ 決議192（シカゴ2）

ISO/TC21/SC6 は、SC6 ベルリン会議（N535）の編集された議事録が、概ね真実であり、正しく、完全な会議の記録として、確認し、承認する。

ウ 決議193（シカゴ3）

ISO/TC21/SC6 は、Thomas Leonhardt 博士を2021年までの3年間で、ISO/TC21/SC6/WG4（水性消火剤）のコンビナーとして、継続することに同意する。

エ 決議194（シカゴ4）

ISO/TC21/SC6 は、2019年から2023年までの新しい SC6 戦略プランを承認することに同意する。

オ 決議195（シカゴ5）

ISO/TC21/SC6 は、Robert Thilthorpe 氏が EUROFEU を退職したことに留意し、Thomas Leonhardt 博士を SC6 から EUROFEU へのリエゾン担当者として任命することに同意する。

カ 決議196（シカゴ6）

ISO/TC21/SC6 は、ISO7076-6の改訂作業を CD 段階から始める新規作業項目として登録することに同意する。

- ・ 18カ月の作業期間
- ・ プロジェクトリーダー：森本邦夫氏
- ・ 担当 WG：WG8
- ・ 現在の scope は承認済

キ 決議197（シカゴ7）

ISO/NP ISO7203-4（N548）の結果に留意し、ISO/TC21/SC6は、当該クラス A 泡の作業項目を承認し、WD 20.20段階に登録することに同意する。

ク 決議198（シカゴ8）

ISO/DIS 7203-1、ISO/DIS 7203-2及び ISO/DIS 7203-3（N549、N550及び N551）の結果に留意し、ISO/TC21/SC6は、直接発行に進めることに同意する。

ケ 決議199（シカゴ9）

ISO/TC21/SC6は、SC6が管轄する各規格に、必要とされる人体

への毒性及び環境面の対応を進めるかどうかについて、メンバー間の電子投票を通じて分科会内投票を行うことに同意する。

コ 決議200（シカゴ10）

ISO/TC21/SC6 は、ISO7076-5:2014を確認（継続）することを提案する。

サ 決議201（シカゴ11）

ISO/TC21/SC6は、2019年の次の会議を TC21と合わせ、2019年9月の2日から6日の週に、サンクトペテルブルグ（ロシア）で開催することに同意する。後日確認を行う。

決議事項は異議なく承認され、閉会となった。

7. むすびに

最後になりましたが、この会議に対してご協力いただきました一般社団法人日本消火装置工業会、ISO/TC21事務局及び協会関係者に感謝を申し上げます。

検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいますようお願いいたします。

(1) 消防用機械器具等の不作動、破損等、性能上のトラブル例

(2) 消防用機械器具等の使用例（成功例又は失敗例）

連絡先 東京都調布市深大寺東町 4-35-16
日本消防検定協会 企画研究課
電 話 0422-44-8471（直通）
E-mail
kikenka@jfeii.or.jp

